

## 一歩先を行く会計事務所の 生命保険コンサルティング 最終回 入院給付金受取りのポイント

山口淳一税理士事務所

税理士 山口淳一

<http://www.hokenzeimu.com>

3回シリーズの最後となる今回は、クライアントが入院した際のハンドリングについて詳細に述べていくことにする。

クライアントである企業では、社長をはじめ家族、社員またその家族の方々は、会社契約・個人契約のいずれにかかわらず、医療保障または入院保障と呼ばれる入院に備えるために医療保険に加入していることが多い。

そして、その方々が病気またはケガで入院することはよくあることであるが、その際、顧問として、入院給付金の上手な受け取り方法を尋ねられたら、どう答えるであろうか？

一般的には、退院後、保険会社に連絡をして必要書類を送ってもらい、入院給付金等の請求をすることという回答になるだろう。

しかし、少し言いつぎかもしれないが、会計事務所がクライアントにとって保険についても専門家だと考えて相談を持ちかけるクライアントにとっては、大変心もとない内容ではないのではないか。

なぜなら、これでは余りにも一般的で誰にでもわかる回答であり、切羽詰まったときに資金を必要とするクライアントにとっては参考にならないからだ。これでは、クライアントの失望を買ってしまうかもしれない。

このような場合、どうすれば入院に伴う給付金の効率的な受け取りができるかを解説していく。

まず、契約時に、または、ご自身が契約に携

わっていないければ、何かついでの時にクライアントに次のお話しをするといい。

「入院したときに給付金を請求するのにどうすれば一番スピーディに請求する方法をご存知ですか？」クライアントは当然「わからない。」と答える。そして、さらに、「入院する時には、急患で病院に搬送されない限り、事前に入院日が指定されることがほとんどです。ですから、入院することが決まりましたら速やかにご連絡ください。」と。

その理由は以下の通り。

### a) 入院が短期間の場合

盲腸・網膜剥離など急性期疾患と呼ばれる病気では、最近では入院期間が短期になる傾向である。極端な話し、昔では到底考えられない「がん」の手術で入院した場合でも2週間程度の期間であるようである。このような短期入院の場合、通常は、“家族”の入院という事実(こと)であたふたしてしまい入院給付金の請求などということは、本人含め家族の頭からすっぱり抜け落ちていることが殆どであろう。実際には、給付金の請求は、どうなされるかというと、まず、退院後、保険会社または担当者に連絡を入れ、給付関係の書類を送付してもらう。次に、厄介なのが、必要書類の一つである医師による診断書の入手である。実際は、病院に行って、事務職員が領収書を書くように、即、書いて受け取るものではない。これは、必ず担当の医師が記入

することになる。そのため、退院後の最初の検診の際に担当の医師に手渡し、記入を依頼する。そして、次の診察（早くとも2週間、遅いと数カ月ということもある）の時に受け取り、初めて給付金請求書と一緒に保険会社に送付して、保険会社の査定を待った上での給付金の受給となる。その間、早くも1カ月、遅い場合は数カ月先ということにはざらである。

これでは、保険会社から受け取る給付金の有難みが薄れてしまうのではないだろうか。

私は、クライアントに対して、「一般的には上記（具体的にお話する）の理由で給付金の受け取りまで大変な時間が掛ってしまいます。ですから、まず、入院が決まったら即、ご連絡してください。そうすれば、入院するときにお送りした診断書を医師にお渡しすることができます。そして、退院の際にその診断書を受け取って帰ってきてください。そして、ご自宅で給付金請求書をお書きになりポストに投函して頂ければ、保険会社到着後1週間位で給付金を受け取ることができます。その間10日から遅くとも2週間です。」とお話しをする。

#### b) 入院が長期間に亘った場合

一方、慢性疾患などで入院する期間が長期間に及ぶ（2か月以上）場合は、受け取れる給付金も結構大きな金額になる。たとえば、入院日額1万円だとしても2カ月で60万円、3か月だと90万円…。それに手術給付金、成人病特約等のオプションが付されていた場合はさらに大きな金額となる。一方、入院する期間が長期に及ぶと入院費用、それに関連する費用、さらには生活費にも影響する場合が出てくる。収入も減少傾向になり貯金の取り崩しをしなくてはならないことも出てくる。

このようなときは、例えば入院を1泊いくらのアルバイトと考え、1か月単位で請求することをお勧めする。そうすれば、長期間に入院が及んだ場合でも日額1万円だとしても1カ月で30万円は保険会社からキャッシュが振り込まれてくる。これは、まさに収入の補填、換言すればお給料を保障してくれているのと同じではないだろうか。

例えば、入院が4か月にも及び退院後、請求するのもいいが、入院している本人にしてみると家族にお金のことで迷惑を掛けているという意識があるも

の（特に奥さんや子供さんの場合）で、それを少しでも緩和してあげるのも精神衛生上よろしいのではないだろうか。お金のことで心配させないことが大切である。これは、まさに“生きたお金”かもしれない。

#### c) さらに細かい点①

会計事務所では、その事務所が取り扱った保険契約についてだけの対応になってしまいがちである。他に加入している保険契約、さらに個人で加入している保険契約、または共済や各種団体からの見舞金（医師などよくある）などは当然のように見て見ぬふりをしてしまっているのではないだろうか。

クライアントが入院されたときは、「給付漏れがないように給付される可能性があるものはすべてチェックしましょう！」とお話する。すると、専門家がチェックをすることで大変ご安心される。

#### d) さらに細かい点②

クライアントの疾病の程度によっては、さらなる注意が必要となる。

具体的には、前回お話しした脳疾患や脊髄損傷などで高度障害状態になられた場合である。

高度障害はその症状が固定することと個人契約の場合、通常、被保険者（患者本人）が申請することが支払いの条件となる。つまり、周りがその内容を把握していないといけない。しかし、基本的には残念ながらこのことに関しては無知であることが多い。よって、知らないがゆえの給付漏れはかなり多いと思われる。

このようなことにならないように、クライアントの病状について出来るだけお聞きすることで、お役に立つことができる場合があるのではないか。個人の場合、高度障害保険金は、何億円保険金を受け取ろうとも非課税であるし、法人契約の場合は資金繰りの役に立つことが多い。

保険について考える際、大切なことは、自分自身、家族、自分の事務所等でこのようなことが起きた時を想像して、如何に最善の対応が出来るか考えることが解決できる問題を解決できる方法だと思われる。

#### 最後に

3回シリーズで掲載してきたが、残念ながら紙面の関係でほんの一部についてしか、触れることができなかった。今回ご紹介できなかったポイントについては次の機会があれば幸いである。